

総会運営細則

- 第1条 総会は毎年1回春季に会長が招集する。
第2条 総会は第 回（昭和 年度）日本産科婦人科学会総会と呼称する。
第3条 総会の会期は原則として3日以内とする。
第4条 総会は会長が主宰し、会長は次の事項を裁量する。

1. 開催の日時及び会場
2. 学術発表の方法、演題の採否
3. その他運営に関して必要と認めた事項

第5条 総会に於ける講演抄録、決議事項及びその他の記録は機関誌（和文号）に掲載する。

第6条 総会には本会より補助金を支出する。

（昭和40・3・28評）

理事会細則

- 第1条 理事会は、評議員会の議決または承認した事業を執行し、その他必要な議事を処理する。

第2条 理事会は、原則として事務所所在地に会長がこれを召集する。

但し、必要あるときは会長は全理事に諮り、上記以外の地に招集することができる。

第3条 理事会を召集しようとするときは、会長はその協議事項を予め各理事に通知しなければならない。

第4条 理事会における決定事項はこれを記録し、機関誌（和文号）に掲載する。

（昭和44・4・13評）

評議員会運営細則

- 第1条 評議員会の招集は会長が行なう。
第2条 評議員会を招集する場合には、会長はその協議事項を予め各評議員に通知しなければならない。
第3条 評議員会の議長は会長が当る。会長事故あるときは、次期会長または庶務担当理事が当る。
第4条 通信による評議員会の議決事項は文書をもつて評議員に通知する。
第5条 評議員会の議決事項は記録し、機関誌（和文号）に掲載する。

（昭和40・3・28評）

臨床大会細則

第1条 本会は理事会が必要と認めた場合、評議員会の議決を経て臨床大会を開催することができる。

第2条 臨床大会は秋季に開催し、昭和 年日本産科婦人科学会臨床大会と呼称する。会期は2日以内とする。

第3条 大会会長は会則第二十一条に従い、前々年度に会長が委嘱する。

第4条 その年、及び次回の大会会長は理事会に出席するものとする。

但し理事会における議決権はない。

第5条 演題は臨床の実際に関するものに限定する。

第6条 演題、シンポジウム及び特別講演等の採否は大会会長に一任し、その抄録は機関誌（和文号）に掲載する。

第7条 臨床大会の運営は大会会長に一任し、本会より補助金（総会補助費の半額）を支出する。

第8条 臨床大会の行事としては、本学会の諸会議（理事会・評議員会・総会等）は行なわない。

（昭和40・3・28評）

学術委員会細則

第1条 本会に調査研究を目的として学術委員会（以下委員会といふ）をおく。

第2条 委員会は、登録委員会と調査委員会とに分ける。

第3条 登録委員会は、本会が必要と認める調査を登録制により実施する。

第4条 調査委員会は、本会として必要と認められる調査研究を実施する。

第5条 委員会の設置期間は2カ年とする。

但し、設置期間を延長することは妨げない。

第6条 新たに委員会を設置しようとするときは、設置提案者から具体的な調査、または登録の主題を添えてその旨を会長に申し出なければならない。

会長は、理事会の議を経て、評議員会に諮るものとする。

委員会の改廃、設置期間の延長のときもまた同じ。

第7条 委員長および委員の任期は、委員会設置期間とする。

補欠による者は、前任者の残任期間とする。

いずれも併任および重任することを妨げない。

第8条 委員会には、本会より補助金を支出することができる。

第9条 委員会は、設置期間終了前にその期間中の調査報告書を会長に提出しなければならない。

第10条 委員会は、その調査研究の結果を機関誌以外に公表するときは、会長の承認を経なければならない。

第11条 委員会の刊行物発行は、本会名において行なう。

(昭和44・4・13訂)

学術専門部会細則

第1条 本会に各専門分野の進歩発展を促すため、次の学術専門部会（以下部会という）をおく。

1. 内分泌専門部会
2. 妊娠中毒症専門部会
3. 妊婦栄養専門部会
4. 核医学専門部会
5. 子宮癌専門部会
6. 級毛性腫瘍専門部会
7. 産科婦人科ME 専門部会
8. 電子顕微鏡専門部会
9. 血液専門部会

第2条 新たに部会を設置しようとするときは、設置提案者からその旨を会長に申し出なければならない。

会長は理事会の議を経て、評議員会に諮るものとする。

部会の改廃のときもまた同じ。

第3条 部会長は、遅くとも集会開催予定前年中に会長が委嘱する。

部会長は併任並びに重任することを妨げない。

第4条 部会長の任期は、前回集会終了後から委嘱された集会の終了日までとする。

第5条 本会は、理事会が必要と認めたとき、または

部会長から申し出て会長が承認したときに部会の集会を開催することができる。

第6条 部会の集会は、原則として夏期に開催し、昭和 年 専門部会と呼称する。

第7条 各部会は連合して集会を行なうことが望ましい。

各部会が連合して集会を行なう場合には昭和 年連合専門部会と呼称し、連合専門部会長をおくことができる。

この場合の会期は3日以内とする。

第8条 部会の集会における主題その他に関する事項は、予め理事会において決定する。

第9条 部会の運営は、部会長に一任する。

第10条 部会の集会には、本会より補助金を支出することができる。

第11条 部会は、集会の報告を機関誌（和文号）に公表しなければならない。

機関誌以外に公表するときは、会長の承認を経なければならない。

(昭和44・4・13訂)

宿題報告担当細則

第1条 宿題報告（以下宿題という）の題目は、学会の要望する題目（要望演題という）と、担当者の選定した題目（自由演題という）とする。

第2条 要望演題は、発表の3年前に機関誌に掲載公示する。

第3条 宿題担当希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、2,000字以内の内容要旨とともに、発表の3年前の11月15日までに会長に提出しなければならない。

申込書用紙は、学会事務所に申し出れば無償で交付する。

第4条 宿題担当者は、発表の2年前に決定する。

(昭和44・4・13訂)